

全国数学教育学会会則

制定 平成6. 7. 2
改夜 平成17. 6. 25
改正 平成20. 6. 28
改正 平成21. 6. 27
改正 平成22. 6. 26
改正 平成25. 6. 22
改正 平成28. 6. 25
改正 令和2. 12. 8

- 第 1 条 本会は、全国数学教育学会と称する。
- 第 2 条 本会は、数学教育に関する研究の発表、情報の交換を行い、会員相互の連絡を図ることを目的とする。
- 第 3 条 本会の所在地は、広島県東広島市鏡山 1-1-1 に置く。
- 第 4 条 本会は、次の事業を行う。
- (1) 会員相互の研究の促進、連絡および共同研究
 - (2) 研究会の開催
 - (3) 「全国数学教育学会誌 数学教育学研究」の刊行
 - (4) その他、本会の目的を達成するために必要と認められる事業
- 第 5 条 本会は、正会員および賛助会員をもって組織する。正会員とは本会の目的に賛同し、数学教育の研究に従事するものをいい、賛助会員とは数学教育学研究団体（学校等）で、本会に協力を申し入れたものをいう。
- 第 6 条 会員は、会費を納入するものとする。正会員の会費は年額 8,000 円（学生は 4,000 円）とし賛助会員の会費は年額 8,000 円とする。
- ただし臨時会費を徴収することもある。
- 第 7 条 本会に新たに入会するものは、会員の推薦により、理事会の承認を得るものとする。
- 第 8 条 本会には、次の役員を置く。
- (1) 会 長 1 名
 - (2) 副 会 長 3 名
 - (3) 理 事 20 名程度
 - (4) 幹 事 若干名
 - (5) 会 計 監 査 2 名
 - (6) 顧 問 若干名
- 第 9 条 役員は、次のようにして定める。
- (1) 理事および会計監査は、総会において正会員の中から選出する。
 - (2) 会長は、理事会において互選する。
 - (3) 副会長は、理事会の承認を得て理事の中から会長が委嘱する。
 - (4) 幹事は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
 - (5) 顧問は、理事会の推挙により、総会で決定する。
- 第 10 条 役員の任務は、次の通り定める。
- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、その職務を代理する。
 - (3) 理事は理事会を組織し、本会の運営にあたる。
 - (4) 幹事は本会の事務を処理する。
 - (5) 会計監査は本会の会計を監査する。
 - (6) 顧問は本会の運営などについての相談に応ずる。
- 第 11 条 各役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 第 12 条 総会は毎年 1 回以上、これを開く。
- 第 13 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 14 条 本会則の変更は、総会の決議による。
- 第 15 条 本会の運営に関する会則以外の事項は、別に定める。

注記 本会則は昭和 46 年 5 月 29 日に制定された中国四国数学教育学会会則および昭和 57 年 7 月 10 日に制定された西日本数学教育学会会則を改正したものである。

付則 本会則は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

付則 本改正会則は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付則 本改正会則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付則 本改正会則は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付則 本改正会則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付則 本改正会則は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付則 本改正会則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付則 本改正会則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。